

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年八月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市菖蒲町菖蒲字太鼓田六〇五七 番地先から同市菖蒲町三箇字大久保 三七七五番四地先まで		区  間
一三・二九 四七・九四	一二・八〇 一七・〇三	敷地の幅員 (メートル)
二六〇・七〇		延 長 (メートル)
歩道整備工事である。		備  考